

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第62号

2007年11月20日発行

【事務局】〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

日本キリスト教会館 52号室

【編集】 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

TEL : 03-3203-7575 FAX : 03-3202-4977 E-mail : raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替 : 00190-4-119379 口座名称 : 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

日本国入国審査における個人識別情報（生体情報）採取に反対する

2006年5月24日、第164回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」に従って、法務省入国管理局は2007年11月からすべての外国人（特別永住者、16歳以下、日本政府などによって招聘された外国人を除く）の日本国入国審査における個人識別情報（生体情報）採取による入国審査を実施すると明らかにしている。

私たち一同は、改正された当法案の改正条項および入国審査上の個人識別情報（生体情報）採取問題について、「第3回在日韓国聖公会出身教役者会」において次の内容を共有し確認した。

- 1 私たちは、当法は日本に出入国する外国人に対する差別的法であり制度であると同時に、世界的な個人情報の監視、管理体制に繋がる反人権的法でありかつ反平和的制度であることから反対する。
- 2 私たちは、日本社会における一構成員であり、キリスト教教会の教役者として神の国の実現を志向し、これに妨げになるすべての障壁や差別をなくすために努力している。私たちは、今後、当「在日韓国聖公会出身教役者会」においてはもちろん、日本聖公会の管区および各教区、日本キリスト教協議会、在日大韓基督教会、など日本の諸関連団体、さらに大韓聖公会や韓国基督教会協議会および国際諸関連団体と連帯し、法案の執行によって予想される被害および問題に対して対処していくことを決議する。

2007年7月18日 第3回在日韓国聖公会出身教役者会 参加者一同

私たちは、指紋押捺と顔写真の強制登録に再度、反対します

私たち大韓基督教会は、1980年以来、外国人への差別の象徴であった「外国人登録法」（外登法）の抜本的改正を求めてきました。とくに、その指紋押捺制度に反対し、多くの教会員が指紋押捺を拒否することを通して、あるいは裁判を通して、外登法の思想を支えている日本の排外主義を批判してきました。在日外国人のこの痛みの叫びは、多くの良心的な日本市民の理解を得るところとなり、外登法による指紋押捺制度は2000年4月に全廃されました。

ところが、その指紋制度が、今度は「出入国管理及び難民認定法」（入管法）改定によって復活し、実施されよ

うとしています。

私たちが問題と考える「改定入管法」は、昨年、多くの反対の声にもかかわらず、また十分な審議を得ないまま、短期間に成立されてしまいました。そして、今年 11 月 20 日からは、日本に入国・再入国する 16 歳以上の外国人に対して、指紋押捺および顔写真の登録の強制が実施されようとしています。

私たちは、入管法による指紋押捺と顔写真の強制登録に強く反対し、日本政府に対して、その実施を中止するよう求めます。もし実施された場合にも、その中止を求める取り組みを継続していくことを、ここに表明するものです。

日本に先んじて入国の際に外国人から指紋および顔写真の登録を強制している米国においては、行政監査院が、不適切なプライバシー管理など、そのシステムの脆弱性を指摘しています。そのような事実から私たちは、日本において実施される同様のシステムによって外国人が被る可能性が高い物理的・精神的な被害に対して、憂慮せざるを得ません。また、外国人を「テロリスト予備軍」として見なすことによって、外登法の場合と同様、外国人に対する差別や偏見がさらに助長・煽動されることを危惧します。

今回、日本政府は、指紋押捺と顔画像を強制する外国人から特別永住者を除きましたが、私たちは、特別永住／一般永住などの在留資格の相違に関係なく、あるいは日本籍／外国籍の相違に関係なく、自分の十字架を背負う行為として、入管法による指紋押捺および顔画像の強制登録に反対し、その撤廃に向けた取り組みを行なっていきます。それは、日本社会のあり方に反発するという意図のものではなく、多様化しつつある日本社会に必要なとされている「多民族・多文化共生社会」という、より豊かな社会の実現につながる道であるからです。

そしてそのことは、私たちキリスト者が目指す社会である、すべての人たちが神から与えられた命を輝かすことのできる神の国へと続く道でもあると確信するからです。

「わたしの後に従いたい者は、自分を捨て、自分の十字架を背負って、わたしに従いなさい」
(新約聖書 マルコ 8 : 34)

「実に、キリストはわたしたちの平和であります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、規則と戒律づくめの律法を廃棄されました。こうしてキリストは、双方を御自分において一人の新しい人に造り上げて平和を実現し、十字架を通して、両者を一つの体として神と和解させ、十字架によって敵意を滅ぼされました」

(新約聖書 エフェソ書 2 章 14～16 節)

2007 年 10 月 10 日 在日大韓基督教会第 49 回定期総会 総代一同

「外国人指紋採取」 復活に強く抗議します

「そこで、イエスは言われた。『異邦人の間では、王が民を支配し、民の上に権力を振るう者が守護者と呼ばれている。しかし、あなたがたはそれではいけない。あなたがたの中でいちばん偉い人は、いちばん若い者のようになり、上に立つ人は、仕える者のようになさい』」(ルカによる福音書 22 章 25～26 節)

さまざまな宗教、民族の文化に優劣がないことを、私たちは歴史から学んできました。またイエス・キリストの言葉から、福音による信仰共同体の在り方を示され、教会が権力志向でないこと、つとめの違いはあっても身分の違いがあってはならないことを確信してきました。この福音の真理に立って現実の社会を眺めると、今、とんでもないことが行なわれようとしていることに気づきます。

皆さんは、11 月 20 日から、全廃されたはずの指紋押捺制度が形を変えて復活することをご存知でしょうか。

法務省はテロ対策の一環として、日本へ入国・再入国する16歳以上の外国人から指紋採取を義務づける改定入管法を実施しようとしています。特別永住者や外交官などを除くすべての外国人は、空港などで入国する際には指紋が採取され、顔写真が撮られます。しかも、これらの個人生体情報は、上陸拒否事由該当者の入国防止のためだけでなく犯罪捜査にも使用されます。さらに、この究極の個人情報、長期にわたってデータベースとして残すことが公言されています。こんなことが許されてよいのでしょうか。

キリスト教が民族の壁を越えて成立したことを、わたしたちは知っています。さまざまな人たちがそれぞれの文化を共有できるように努めることは、キリスト者の責任です。2006年には外国人の入国者数は800万人を突破して、今なお増え続けています。多文化・多民族の世界に共通な感覚を醸成していくには、多くの努力が必要ですが、そのことを国境を越えた信頼関係の中で構築しようとする試みこそ、キリスト者のなすべき責任ではないのでしょうか。教会は国の壁を越えて存在しています。それは、私たちが自分の国籍が天にあることを知っているからです。

日本国内で暮らす外国人住民や、来日しようとする外国人との間に結ばれている信頼と友好の関係を壊してはなりません。空港などの自動化ゲートは、審査手続きの簡素化という利便性のみで推進されようとしています。ゲートを通過するのは、心を持った人間です。個人の生体情報をIC化してデータ処理することには、よくよく慎重でなければなりません。

法務省は「テロの未然防止」を施行理由にしています。しかし世界では、「テロ」「テロリスト」に関して一致した定義はまだ確立していないのが現状です。今回の改定法では、テロリストと認定された者の退去強制事由が新設されました。しかし、退去強制対象者は実際にその行為を実行した者だけでなく、「行おうとすると認められるに足りる相当の理由がある者」という広範な解釈によって恣意的に運用される人たちも含まれます。このような人権を軽んじた法律を施行することに、私たちは反対せざるを得ません。

教会には宣教師をはじめとしていろいろな国籍の人たちがいます。その人たちの中にも日本入国の際、家族がバラバラに審査されたり、家族の中に入国を拒否される人が出るケースも予想されます。また、近年、海外への修学旅行を行なう高校も増えていますが、16歳以上ならば帰国の際に外国籍の友達だけが生体情報を採取されることとなります。どんなにか心が痛むことでしょうか。

皆さん、日本を監視社会にしないために、国を越えた友情と信頼を育むために、この非人道的な法律の施行にいっしょに反対してください。信頼に裏打ちされた豊かな多文化・多民族共生社会を構築していくことは、私たち教会の大切な宣教課題なのです。

2007年11月19日 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

「外国人指紋」の導入と廃止、そして復活

◇佐藤信行（在日韓国人問題研究所）

●「外国人指紋」の導入

1947年5月2日、すなわち日本国憲法が施行される前日、天皇ヒロヒト最後の勅令として「外国人登録令」が公布・施行された。

1952年4月28日、対日講和条約（サンフランシ

スコ平和条約）発効の日をもって日本政府は、国籍法で定めることなく一片の通達でもって、在日韓国・朝鮮人、台湾人を国籍選択の機会を与えずに一律に「外国人」とした。それ以降、在日韓国・朝鮮人、台湾人に対する民族差別は、「国籍による区別」

として合理化され、基本的な権利すら剥奪された。すなわち、前年(1951年)10月4日に施行された「出入国管理令」(入管令)を在日韓国・朝鮮人、台湾人に適用すると共に、外国人登録令を廃止して「外国人登録法」(外登法)を施行した。そこでは、14歳以上の外国人には指紋原紙(法務省で保管)、登録原票(市区町村で保管)、登録証(本人が常時携帯)への指紋押捺が義務づけられた。

この新法による一斉切替が同年(1952年)9月から行なわれることになったが、在日韓国・朝鮮人の反対の意思が根強く、登録締切の時点でも未登録の在日韓国・朝鮮人が4万人近くにのぼり、検挙者も500人以上に達した。

また指紋制度については、外登法の付則で1年以上に政令で定めて実施するとなっていたが、次々と延期され、3年後の1955年4月27日から実施した。

指紋制度に対する在日韓国・朝鮮人の反対の意思は、組織的拒否運動という形ではなく個人の拒否行動として表出された。私たちがいま確認できるのは、2件の刑事裁判と、指紋不押捺として検察庁に送致された人員で、55年27人、56年195人、57年254人……となっている。こうした闘いは、日本社会に注目されることなく、それでも止むことなく続けられていった。

●指紋拒否運動

日本に1年以上居住する14歳以上(1982年から16歳以上)の外国人は、5年ごとの登録切り替えのたびに繰り返し指紋押捺を求められた。もし押捺を拒否すれば、「1年以下の懲役もしくは禁錮、または10万円以下の罰金」が科せられた。つまり、任意の押捺などではなく、刑事罰に担保された強制制度としてあった。日本国民の戸籍や住民票の身分登録においては、定期的な切り替えも、指紋押捺も、その証明書の常時携帯義務もない。それにかかわらず、外国人にはそれを強制する。

こうした不条理に対して1980年9月、在日一世・韓宗碩(ハン・ジョンソク)さんが東京新宿区役所で、同年11月には崔昌華(チェ・チャンホワ)牧師が北九州市小倉北区役所で指紋押捺を拒否した。自

らの良心に基づくこの不服従の闘いは、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の新たな人権獲得闘争として広がり、85年には、指紋押捺を拒否・留保する在日外国人は1万人以上を超えた。

1980年代最初の指紋拒否から19年後の99年8月、「指紋制度全廃」を含む4回目の外登法「改定案」が国会で成立し、翌年2000年4月1日から実施された。

4回目とは、3年ごとから5年ごとの指紋押捺(82年改定法)、原則一回だけの指紋押捺(87年改定法)、永住者・特別永住者だけ指紋免除(93年改定法)、そして指紋制度全廃(99年改定法)ということであり、日本政府・法務省はこの17年間で4回も改定を重ねることになったわけである。

●外国人指紋「必要論」の自己破綻

1987年改定法の「押捺一回限り」というのは、日本に1年以上在留する16歳以上の外国人は、登録証の5年ごとの切替登録や、紛失などで再交付を申請するたびにごとに繰り返し押捺を求められていたのを、16歳時の最初の確認登録や、新規登録の時だけ登録原票と指紋原紙に押捺させ、それを登録証に転写していくというものである。しかし法務省は、それまでこう主張してやまなかった。

「登録外国人の同一人性の維持を担保するためには、ある期間を置いて二度、三度と押さなければ意味がなく……もし一度だけ押させることとすれば、登録における指紋制度はその意義をまったく失い、外国人に対するいやがらせ以外の何ものでもなくなってしまう」(『外人登録』1980年12月号)。

つまり「押捺一回限り」は、「いやがらせ以外の何ものでもなくなってしまう」ものへの変更であり、法務省みずから指紋制度必要論の論拠を破綻させてしまったことになる。

さらに1992年2月、政府は永住者・特別永住者を指紋制度から除外する改定案を国会に提出した。これもまた、政府がこれまで国会や法廷において、「不法残留者が他人の登録証を入手して使用することを防ぐためには、永住者を含む長期在留外国人にこそ

指紋制度が必要だ」と繰り返し主張してきたことを、みずから放棄したことに他ならなかった。

そして、この改定法が施行されてから6年後の1999年、指紋制度を全廃するとの「4回目の改定案」が国会に提出された。すなわち、外国人指紋制度を維持しようとも、その必要性を明示できる「論理」も「実態」も失われたからである。

●「外国人指紋」の復活

外登法の指紋制度が全廃されてから6年後の2006年5月、「外国人指紋」を復活させる改定入管法が成立した。指紋制度を導入した1952年外登法と、それを復活させた今回の2006年入管法を比較しながら、問題点を挙げてみる。

まず、指紋制度導入の立法目的。1952年外登法においては、朝鮮戦争（1950～53年）のさなかに策定されていき、国会ではこう説明されている。

「登録証明書（外登証）の3年間の有効期限は長過ぎる。……これを1年ごとに切り替えて毎年登録させるといふことと、アメリカの実例等を調べましても、指紋をとるようになってから、偽造その他の例が非常に激減したということも判明しておりますので、指紋をとることをあわせて実行する必要がある」（1951年3月、出入国管理庁答弁）

しかし実際は、外国人登録の二重登録・幽霊登録の大多数は、指紋制度の立法化以前に解消されていたのである。

いっぽう2006年入管法においては、「主たる目的はテロリスト対策であり、従たる目的が出入国の適正な管理」と説明されている。

しかし、これについては1952年外登法と同様に、「法目的」にはなりえない。なぜなら、かつて入管プロパーであった元法務官僚はこう言う（水上洋一郎「指紋採取に異議」『民団新聞』2006年5月24日）。

「日本には海外テロリストについての独自の情報はほとんどない。特に指紋情報はそうである。指紋情報がないのに、どのようにして採取した指紋と照合するのか」

「入国管理局はすでに約70～80万人の被退去

強制者の指紋を保有しているので、かつて退去させられた者が偽変造旅券など他人になりすまして入国しようとする場合には指紋照会是非常に有効である。だが、何十年にわたり蓄積された70～80万人のうち何人がリピーターなのか。出入国管理で指紋が役に立つのはこの程度である」

1952年外登法の指紋制度に対して、1980年代～90年代の裁判の多くは、「外国人は日本国民に比して身分関係事項が明確でないので、外国人の同一人性確認の方法として指紋押捺を義務づけることは合理的必要性があり、公共の福祉に合致する」として合憲としてきた。また2006年入管法においても、次のように説明されている。

「最高裁判例も、国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されないが、公共の福祉のため必要がある場合には許されると判示している。出入国の公正な管理を行い、国民の生命財産を守る、つまり、テロを未然に防止するという立法目的には十分な合理性・必要性があり、公共の福祉に適合する」

しかし、この「公共の福祉」なる概念は、日本の行政府・司法府にのみ通用するものであることを認識すべきである。

「委員会は、規約〔自由権規約〕で保障された権利に対して、『公共の福祉』を根拠とする制限を加えることができることについて、懸念を繰り返し表明する。この『公共の福祉』という概念は、あいまいで限定がなく、規約上許容されている範囲を超えた制限を可能としかねない。前回の見解〔1993年〕に引き続き、委員会は、締約国が国内法を規約に合致させることを再び強く勧告する」（自由権規約委員会、1998年）

また、2006年入管法においては、採取した指紋など個人識別情報を「法令に基づけば利用目的以外に提供することは可能だ」としている。

しかし、これに対しても、前述の元法務官僚は痛烈に批判する。

「政府はテロ防止とともに犯罪防止を強調する。

『日本は不法入国者が多い』『不法滞在外国人の増加、それを温床とする外国人犯罪の激増』などという。結局、改正の主眼は、指紋情報を捜査機関に提供できるようにするためのもの」

「果たして外国人犯罪の実態は何なのか。①1200万人といわれるアメリカの不法入国者は別として、人口規模からみて、隣の韓国や西洋諸国と比較して不法滞在者は多くはない。むしろ、先進国では少ないほうである。③不法滞在は必ずしも犯罪の温床ではない。正規入国のスリ団などもある。犯罪学的に検証してほしい。④不法滞在外国人の半減を目ざして警察と入管が摘発に頑張れば検挙数があがるのは当然で、それを一般的に外国人犯罪の激増といっているのか。外国人犯罪については不法残留罪など外国人固有の犯罪があり、これを考慮にいれながら、日本社会における犯罪現象とも比較しながら冷静に判断すべきだ」

このように2006年入管法の「外国人指紋」制度は、立法目的もその必要論も、あいまいなものとなっている。「国民」からの反発を受けないように、とりあえず「外国人」から取っておこう——というのが政府の本音であろう。

国家による個人識別情報の取得と管理——その対象が、外国人から私たち日本国民へと拡大されることを危惧するから、私たちは「外国人指紋」制度に反対するのではない。

「自由の最も原則的な形態は国家からの自由であり、個人の最高の科学的情報であればこそ、指紋を採取されない自由は、最も本質的な自由の領域のものであり、国家の立ち入りは許されない」(新美隆「指紋拒否裁判の争点」、1985年)

●多民族共生社会を実現するために

2007年11月20日——日本各地の国際空港・港において、日本に入国・再入国する外国人から指紋・顔写真を登録させる制度が実施される。

(1)「指紋」は、究極の個人識別情報である。それを自らの意思に反してみだりに取られないことは、日本国民であろうと外国人であろうと、確信的な

来バシーの権利としてある。しかし、外国人にのみ指紋登録を強制する。日本国民と異なる取り扱いをするには、合理的かつ客観的な理由がなければならない。それを、日本政府は明示していない。

(2) 昨年1月、国連に提出された「現代的形態の人種主義・人種差別・外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者」ドウドウ・ディエン氏の日本公式訪問報告書において、2004年2月から法務省のウェブサイトで実施されている「密告」制度に対してこう言及している。

「法務省入国管理局のウェブサイト上において導入された、不法滞在者の疑いがある者の情報を匿名で通報するよう市民に要請する制度は、人種主義・人種差別・外国人嫌悪の煽動である。この制度は、本質的に外国人を犯罪者扱いする発想に基づくものであり、外国人への疑念と拒絶の風潮を助長する。したがって、この通報制度は遅滞なく廃止されなければならない」(同報告書パラグラフ81)

同様に、今回の指紋・顔写真登録制度は、本質的に外国人を「テロリスト」「犯罪者」扱いする発想に基づくものであり、「人種主義・人種差別・外国人嫌悪の煽動」である。

(3) ここ2～3年、政府と経済界は、少子高齢化社会を迎えて、外国人労働力を積極的に導入しなければならないと言い、また「国際観光立国」を唱えている。その一方では、年間800万人以上にのぼる外国人入国者に対して「いやがらせ」をおこない、かつ、200万人以上の在日外国人を徹底して監視・管理しようとする。これは、日本人のエゴイズムである。

(4) ここ10年、日本に住む外国人登録者数が増えただけでなく、日本国民と外国人との国際結婚も急増している。そのため、外国人登録数には現われない、二重国籍の子どもや日本国籍のダブルの子どもたちも増加している。また、在日コリアンの家族においても、特別永住／一般永住／永住者の配偶者というようになっているケースが多い。したがって指紋・顔写真登録制度は、このような「外国籍の家族」や「国際家族」

において、家族構成員それぞれを分断していくものである。

- (5) 指紋・顔写真登録制度は、じつは日本人自身の問題である。日本において多民族・多文化共生社会を実現していくには、在日外国人の存在と、彼ら彼女らとの「共同作業」が必須である。

私たち「日本人」と「日本の国」が彼ら彼女らに指紋・顔写真登録を強制している限り、日本人と外国人の「共同作業」は成り立たないからである。

私たち日本人は、声を大にして、反対していかなければならない。 ◇◆◇

11月20日——空港・港でトラブル続出?

改正入管法施行

福岡空港など入国審査に長い列 指紋採取で不具合

テロリストの入国を水際で防ぐことを目的に、来日した外国人に指紋採取と顔写真撮影を義務づける改正出入国管理・難民認定法が20日、施行された。新たな入国審査は、成田空港や福岡空港など27空港と126の港で導入され、実際に外国人が到着した23空港と博多港など5港で始まった。

関西空港や福岡空港などでは、指紋を読み取る装置の不具合が発生するなどし、入国審査の各ブースには普段より長い行列ができた。

今回の制度の対象となるのは、特別永住者、外交官などを除く16歳以上の来日外国人。日本への貢献などが認められ永住資格を持つ一般永住者や日本人と結婚して日本に住む外国人も、旅行などでいったん海外に出てから日本に戻れば審査の対象となる。

福岡空港国際線ターミナルビルには午前8時ごろから、シンガポールやタイなどから到着した観光客らが入国審査場に並んだ。機器が指紋を読み取らなかったり、撮影時にカメラが対象を認識できなかったりして審査に時間がかかり、審査のブースを当初の8か所から急きょ数か所追加した。

……海の玄関口・博多港では、入管は案内役も含め通常の2倍以上の職員を充て、初日に備えた。韓国・釜山から午前7時30分すぎ、295人を乗せたフェリー「ニューかめりあ」が到着。職員は入国審査の手順変更を記した紙を示しながら、到着した韓国人らに声をかけて回った。

◆『読売新聞』九州（2007年11月20日）

新入国審査システム初日 トラブル続出

外国人の入国審査で導入された新システムで20日、指紋読み取りの失敗など装置の不調が各地で相次いだ。

博多港では約30人の指紋読み取りでエラーが発生し、やり直しの末、4人は記録を断念。入国審査官の判断で入国を許可した。入管担当者は「長く農作業に従事していた高齢者が多く、すり減ってしまったようだ」と話し、装置に問題はないとしている。

成田空港では、オーストラリア国籍の男性（42）の指紋が認識できず、1時間以上かかった。東京入管成田空港支局によると、指先の乾燥などで十分認識できないケースがあるという。北海道の新千歳空港でも読み取りに何度も失敗するケースがあり、肌の乾燥が関係するとみられるという。

富山県の伏木富山港では、持ち運び型の装置5台のうち3台で、使用開始直後に接続の不具合が発生。再起動して復旧した後、1台は約30分後に再び不具合が生じ、使用を中止した。

◆『サンケイ新聞』（2007年11月20日）

===== 関空でも新入国審査 背が高すぎ顔写真撮れない人も

年間約150万人の外国人が入国する関西空港でも20日早朝からシステムの運用が始まった。大阪入国管理局関西空港支局は午前9時過ぎから約1時間、入国審査場を報道関係者に公開した。

入国者はまず旅券を審査官に渡してチェックを受けた後、窓口の端末に指を置いて指紋を採取し、顔写真を撮影される仕組み。窓口を通過するまで、早

い人で1分ほど、指紋や写真がうまくとれずに3分近くかかる人もいた。

フランスの男性は背が高すぎてどうしても撮影できず、入管職員に別室へ連れていかれて撮影されていた。

同支局は「平均約1分だった通過時間が、約2分になる」と見ており、当面の間は、通常より約30人多い150人態勢で審査のスピードアップを図るという。

……カナダとドイツの国籍を持つIT技術者のエリック・ハバガーさん(26)は、友人を訪ねて来

日。制度のことは空港に着いて初めて知った。「(指紋採取は)ないにこしたことはないが、僕らに選択肢はないからね。ただ、テロの脅威が明らかなアメリカは分かるが、日本でやるというのはちょっと意外な気がした」

バンコクからカナダへの帰路で、乗り継ぎのため日本に入国したベリー・パータスさん(41)は「わずか12時間の滞在なのにフェアじゃない気がする。指紋を採られるのは、個人の自由を侵害されているようでいい気はしないね」と批判的だった。

◆『朝日新聞』(2007年11月20日)

韓国で「外国人基本法」実施される

- 韓国では、2006年5月31日、統一地方選挙において韓国に住み永住資格を持つ外国人(華僑や日本人など)が一票を投じた。これは、アジアでは初めての快挙である。
- 続いて2007年4月27日、政府提案による「在韓外国人処遇基本法」が国会で可決され、7月18日から施行された。
- 韓国では近年、在韓外国人が増加するにすぎない、その国籍も多様になり、居住にいたる背景も、労働や結婚による移住、難民など、多岐にわたっている。2006年現在、63万2490人の外国人が住民登録をしており、10年前に比べると4倍近く増加している。
- 今回の法律の目的は、在韓外国人が韓国社会に適應できるような環境作りを促進し、「社会統合」を進めようとするところにある。また、地方自治体レベルでは、行政自治部が2006年8月に「地方自治体居住外国人の地域社会統合支援業務指針」を策定し、全国の自治体に通達を出して、外国人の実状とニーズの把握をして外国人支援策の拡充をするよう促している。

在韓外国人処遇基本法

(制定:2007年5月17日 法律第8442号/施行日:2007年7月18日)

第1章 総則

第1条(目的) この法律は、在韓外国人に対する処遇等に関する基本的な事項を定めることをもって、在韓外国人が大韓民国の社会に適應し、個人の能力を十分に發揮できるようにして、大韓民国国民と在韓外国人がお互いを理解し尊重する社会環境を作り、大韓民国の發展と社会統合に寄与することを目的とする。

第2条(定義) この法律において使用する定義は次のとおりである。

- ①「在韓外国人」とは、大韓民国の国籍を有しない者で、大韓民国に居住する目的をもって合法的に滞在している者をいう。
- ②「在韓外国人に対する処遇」とは、国家および地方自治団体が在韓外国人をその法的地位により適正に待遇することをいう。

③「結婚移民者」とは、大韓民国国民と婚姻したことがあり、もしくは婚姻関係にある在韓外国人をいう。

第3条（国家および地方自治団体の責務） 国家および地方自治団体は、第1条の目的を達成するために、在韓外国人に対する処遇等に関する政策の樹立・施行に努力しなければならない。

第4条（他の法律との関係） 国家は、在韓外国人に対する処遇等と関連する他の法律を制定または改正する場合には、この法律の目的に合うようにしなければならない。

第2章 外国人政策の樹立および推進体系

第5条（外国人政策の基本計画） 1. 法務部長官は、関係する中央行政機関の長と協議して、5年ごとに外国人政策に関する基本計画（以下「基本計画」という）を樹立しなければならない。

2. 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

- ①外国人政策の基本目標と推進の方向
- ②外国人政策の推進課題、その推進方法および推進時期
- ③必要な財源規模と調達の方策
- ④その他、外国人政策の樹立等のために必要であると認められる事項

3. 法務部長官は、第1項により樹立された基本計画を、第8条による外国人政策委員会の審議を経て確定しなければならない。

4. 基本計画の樹立手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

5. 法務部長官は、基本計画の樹立することにおいて、相互主義の原則を考慮する。

第6条（年度別施行計画） 1. 関係する中央行政機関の長は、基本計画により所管別に年度別施行計画を樹立・施行しなければならない。

2. 地方自治団体の長は、中央行政機関の長が法令により委任した事務に関して、当該中央行政機関の長が樹立した施行計画により当該地方自治団体の年度別施行計画を樹立・施行しなければならない。

3. 関係する中央行政機関の長は、第2項により樹立された地方自治団体の施行計画が、基本計画および当該中央行政機関の施行計画に符合しない場合には、当該地方自治団体の長にその変更を要請することができ、当該地方自治団体が樹立した施行計画の履行事項を基本計画および当該中央行政機関の施行計画により点検することができる。

4. 関係する中央行政機関の長は、所管別に翌年の施行計画と昨年の推進実績および評価結果を法務部長官に提出しなければならない。法務部長官は、これを総合して第8条による外国人政策委員会に上程しなければならない。

第7条（業務の協調） 1. 法務部長官は、基本計画と施行計画を樹立・施行して、これを評価するために必要な時には、国家機関・地方自治団体および大統領令で定める公共団体の長（以下「公共機関の長」という）に関連資料の提出等、必要な協調を要請することができる。

2. 中央行政機関および地方自治団体の長は、所管業務に関する施行計画を樹立・施行し、これを評価するために必要な時には、公共機関の長に関連資料の提出等、必要な協調を要請することができる。

第8条（外国人政策委員会） 1. 外国人政策に関する主要な事項を審議・調整するために、國務総理所属の外国人政策委員会（以下「委員会」という）を置く。

2. 委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。

- ①第5条による外国人政策の基本計画の樹立に関する事項
- ②第6条による外国人政策の施行計画の樹立および評価結果に関する事項
- ③第15条による社会適応に関する主要な事項
- ④その他、外国人政策に関する主要な事項

3. 委員会は、委員長1名を含んだ30名以内の委員で構成し、委員長は國務総理がなり、委員は次の各号の者となる。

- ①大統領令で定める中央行政機関の長
- ②外国人政策に関して学識と経験が豊富な者の中から委員長が委嘱する者

4. 委員会に上程する案件と委員会において委任した案件を処理するために、委員会に外国人政策実務委員会（以

下「実務委員会」という)を置く。

5. 第1項から第4項までの他に、委員会および実務委員会の構成と運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第9条(政策の研究・推進等) 1. 法務部長官は、基本計画の樹立、施行計画の樹立および推進実績に対する評価、委員会および実務委員会の構成・運営等が効率的になされるよう次の各号の業務を遂行しなければならない。

- ①在韓外国人、不法滞在外国人および第15条による帰化者に関する実態調査
- ②基本計画の樹立に必要な事項に関する研究
- ③委員会および実務委員会に付議する案件に関する事前研究
- ④外国人政策に関する資料および統計の管理、委員会および実務委員会の事務処理
- ⑤第15条による社会適応施策およびその利用に関する研究と政策の推進
- ⑥その他、外国人政策の樹立等に関して必要であると認められる事項に関する研究と政策の推進

2. 第1項各号の業務を効率的に遂行するために必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 在韓外国人等の処遇

第10条(在韓外国人等の人権擁護) 国家および地方自治団体は、在韓外国人またはその子女に対する不合理な差別の防止および人権擁護のための教育・広報、その他必要な措置を講じるため努力しなければならない。

第11条(在韓外国人の社会適応の支援) 国家および地方自治体は、在韓外国人が大韓民国において生活するのに必要な基本的素養と知識に関する教育・情報提供および相談等を支援することができる。

第12条(結婚移民者およびその子女の処遇) 1. 国家および地方自治体は、結婚移民者に対する国語教育、大韓民国の制度・文化に対する教育、結婚移民者の子女に対する保育および教育支援等を通じて、結婚移民者およびその子女が大韓民国の社会に早く適応するよう支援することができる。

2. 第1項は、大韓民国国民と事実婚の関係において出生した子女を養育している在韓外国人およびその子女に対して準用する。

第13条(永住権者の処遇) 1. 国家および地方自治体は、大韓民国に永久的に居住することができる法的地位を有した外国人(以下「永住権者」という)に対して、大韓民国の安全保障・秩序維持・公共の福利、その他、大韓民国の利益を害さない範囲内で大韓民国への入国・滞在または大韓民国内の経済活動等を保障することができる。

2. 第12条第1項は、永住権者に対して準用する。

第14条(難民の処遇) 1. 出入国管理法第76条の2により、難民認定を受けた者が、大韓民国において居住することを希望する場合には、第12条第1項を準用して支援することができる。

2. 国家は、難民認定を受けた在韓外国人が、外国に居住する目的で出国しようとする場合は、出国に必要な情報提供および相談とその他必要な支援をすることができる。

第15条(国籍取得後の社会適応) 在韓外国人が、大韓民国の国籍を取得した場合には、国籍を取得した日から3年が経過する日まで第12条第1項による施策の恩恵を受けることができる。

第16条(専門職外国人人材の処遇改善) 国家および地方自治体は、専門的な知識・技術または技能を持った外国人人材の誘致を促進することができるよう、その法的地位および処遇の改善に必要な制度と施策を作るよう努力しなければならない。

第17条(過去に大韓民国国籍を有していた者等の処遇) 国家および地方自治体は、過去に大韓民国の国籍を有していた者またはその直系卑属(大韓民国の国籍を有していた者を除く)で、大統領令で定める者に対して、大韓民国の安全保障・秩序維持・公共の福利、その他大韓民国の利益を害さない範囲内で大韓民国への入国・在留または大韓民国内の経済活動等を保障することができる。

第4章 国民と在韓外国人が共に生きていく環境作り

第18条(多文化に対する理解増進) 国家および地方自治体は、国民と在韓外国人がお互いの歴史・文化および制度を理解し、尊重することができるよう、教育、広報、不合理な制度の是正、その他必要な措置を講じるために努力しなければならない。

第 19 条（「世界人」の日） 1. 国民と在韓外国人がお互いの文化と伝統を尊重し、共に生きていく社会の環境を作るために毎年 5 月 20 日を「『世界人』の日」とし、「世界人の日」から 1 週間の期間を「世界人週間」とする。

2. 「世界人の日」の行事に関して必要な事項は、法務部長官または特別市長・広域市長・道知事または特別自治道知事が別途定めることができる。

第 5 章 補則

第 20 条（外国人に対する「民願」〔訳注：申請、申立て、請願等〕案内および相談） 1. 公共機関の長は、在韓外国人に、「民願」の処理手続きを案内する業務を専門に担当する職員を指定することができ、その職員に所定の教育を履修させることができる。

2. 国家は、電話または電子通信網を利用して、在韓外国人とその他大統領令で定める者に外国語で「民願」を案内・相談するために、外国人総合案内センターを設置・運営することができる。

第 21 条（民間との協力） 国家および地方自治体は、外国人政策に関する事業の中の一部を非営利法人または非営利団体に委託することができ、その委託した事業遂行に要する費用の一部を支援し、もしくはその他必要な支援をすることができる。

第 22 条（国際交流の活性化） 国家および地方自治体は、外国人政策と関連した国際機関に参加し、もしくは国際会議に参加し、情報交換および共同調査・研究等の国際協力事業を推進することをもって国際交流を活性化するために努力しなければならない。

第 23 条（政策の公布および伝達） 1. 国家および地方自治体は、確定した外国人政策の基本計画および施行計画等を公布することができる。ただし委員会または実務委員会において、国家安全保障・秩序維持・公共の福利、外交関係等の国益を考慮して公布しないこととし、もしくは個人の私生活の秘密が侵害される恐れがある事項に対してはその限りではない。

2. 国家および地方自治体は、すべての国民および在韓外国人が第 1 項により公布された外国人政策の基本計画および施行計画等をたやすく理解し利用できるよう努力しなければならない。

宮城県では

「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定

<宮城県のホームページから>

⇒宮城県では、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画が図られる地域社会を作るため、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定し、7月11日から施行することとなりました。この条例では、多文化共生社会の形成の推進についての基本理念を定め、県のやるべきことを定めるとともに、事業者、県民の皆様にも多文化共生社会の形成の推進について御協力いただくことを定めています。県では、今後、多文化共生社会を作っていくための推進計画を策定し、総合的・計画的に施策を推進することとしています。

多文化共生社会の形成の推進に関する条例（2007年7月11日施行）

第 1 条（目的） この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義） この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背

景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

第3条（基本理念） 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。

二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。

2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。

3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

第4条（県の責務） 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（事業者の責務） 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条（県民の責務） 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

第7条（多文化共生社会推進計画） 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という）を定めなければならない。

2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

第8条（市町村との協働） 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

第9条（県民の活動を促進するための支援） 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第10条（教育の充実） 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

第11条（推進体制の整備） 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

第12条（調査研究） 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

第13条（相談及び苦情の処理） 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

第14条（審議会の設置等） 知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県多文化共生社会推進審議会（以下「審議会」という）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

第15条～23条 [後略]